
○議長（木下一己君） ただ今から、休会を解き、本会議を再開いたします。

本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

○議長（木下一己君） 日程第 1 議案第 1 号「下川町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において、当委員会に付託を受けた、議案第 1 号 下川町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が施行され、地域経済を牽引する町内事業者の設備投資を支援することを目的に制定するものです。

本条例は、第 1 条で趣旨、第 2 条で定義、第 3 条で課税免除、第 4 条・第 5 条で課税免除の申請・取消し、第 6 条で委任からなるもので、公布の日から施行するものです。

本条例は、固定資産税の課税を 3 年間全額免除するもので、課税免除に伴う減収分の 75%は交付税により措置されるものです。現時点では、2 事業者が減免措置を受ける予定です。

委員から、「関係団体との連携を図ること。」などの意見がありました。

以上、当委員会の審査の結果、本条例は原案どおり可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 1 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 1 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 1 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 2 議案第 2 号「下川町課設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案につきましては、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において、当委員会に付託を受けた、議案第 2 号 下川町課設置条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本案は、持続可能な開発目標の関連施策の推進、政策推進体制の構築、行財政改革の推進を図るため、「環境未来都市推進課」を廃止し、企画業務を一元化した「政策推進課」を設置、林業振興と商工観光部門を統合し、「森林産業推進課」を「森林商工振興課」とするため改正を行うもので、施行期日は 7 月 1 日とするものです。

課長から、「行政改革大綱の着実な推進を図るため、2 月、町長から具体的な事項の検討指示があった。課長職のプロジェクトチームで検討した。その方針の一つである組織執行体制の強化策として組織機構改革が必要であるとの結論に至った。その後、組織検討委員会を立ち上げ議論してきた。理事者からは課を整理統合する話はあったが、数の指示はなかった。労働組合には提示をして議論していただいている。町民の行政改革推進委員会には細部が整った時点で諮りたい。」などの説明がありました。

委員から、「政策課題を重要視した具体的な検討アプローチが見えない。SDGs 対応の変更としか見えない。課を減らしながら、貴重な人材を上手く配置していくことなどが求められる中で、明確な指示、十分な議論がないまま行うので、課名の変更だけで行政目線となる。総合窓口が機能していないとの意見もある。あり方も議論すべきである。産業関係を 2 階に統一する考えもあるが、十分考慮すべきである。」などの意見がありました。

以上、当委員会の審査の結果、本条例は原案どおり可決すべきものと決したところであり、議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第2号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第3 議案第3号「下川町職員定数条例の全部を改正する条例」を議題といたします。

本案につきましては、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において、当委員会に付託を受けた、議案第3号 下川町職員定数条例の全部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本案は、職員定数の管理をより実効性のあるものとするため、総数の改正を行うもので

あります。

また、定数総数の範囲内で、部局の定数を超えて増員ができる旨を規定しております。
7月1日から施行するものです。

委員から、「病院事業の職員 37 人の根拠を内部で詰めて明確にしておくこと。」との意見がありました。

以上、当委員会の審査の結果、本条例は賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 3 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 3 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 4 議案第 4 号「下川町環境未来都市推進条例の全部を改正する条例」を議題といたします。

本案につきましては、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において、当委員会に付託を受けた、議案第4号 下川町環境未来都市推進条例の全部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本案は、環境未来都市に係る政策について、更に発展させ、持続可能な開発目標の達成に向け、推進体制を整備し、持続可能な地域社会を実現することを目的に全部を改正し、「下川町における持続可能な開発目標推進条例」とするものです。

第1条で目的、第2条で定義、第3条でパートナーシップセンター、第4条で推進町民会議、第5条で評議委員会、第6条で推進本部を規定し、7月1日から施行するものです。

委員から、「町民会議の構成員が総合計画の部会と同一であれば、これを充てるべきでないか。評議委員会の構成員は有識者でもよいのではないか。条例表記は誰もがはっきり分かるようにすべきである。」との意見がありました。

課長から、「構成員は同一でない場合もある。有識者でない場合もある。」との説明がありました。

以上、当委員会の審査の結果、本条例は原案どおり可決すべきものと決したところであり、議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第4号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第5 議案第6号「下川町税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案につきましては、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において、当委員会に付託を受けた、議案第6号 下川町税条例等の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本案は、中小企業の設備投資を支援する生産性向上特別措置法が施行されたことに伴い、関係する条項について所要の改正を行うもので、わがまち特例に係る固定資産税の減額措置について定めるものです。

本条例は、固定資産税の課税を3年間全額免除するもので、課税免除に伴う減収分の75%は交付税により措置されるものです。現時点では1事業者が減免措置を受ける予定です。

委員から、「関係団体との連携を図り、町内事業者などへ説明を行うこと。」などの意見がありました。

以上、当委員会の審査の結果、本条例は原案どおり可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 6 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 6 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 6 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 6 議案第 12 号「平成 30 年度下川町一般会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案につきましては、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において、委員会に付託を受けた、議案第 12 号 平成 30 年度下川町一般会計補正予算（第 2 号）について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

今回は第 2 回目の補正予算で、歳入、歳出ともに 6,279 万円を追加し、予算総額 49 億 3,407 万円とするもののほか、債務負担行為の補正であります。

今回の補正の要因は、補助採択によるもの、緊急を要するもの、決算に伴うものなどです。

審査に当たり、まず、総務課長などから、概要書、事項別明細書により説明を受けました。その主な内容について報告します。

歳出ですが、事項別明細書 5 ページ、総務費の財産管理費で、役場駐車場整備事業に係る用地購入、駐車場整備の経費として 860 万円が計上されております。

庁舎敷地と隣接する用地で一体的な利用価値があると判断し購入するものです。

委員から、「境界の塀は除去したほうがよい。公用車の車庫利用がよい。」などの意見がありました。

駐車場として利用しながら、今後利用計画を策定していくことになります。

次に、7 ページの農林業費の農地費で、農村地域防災減災事業に係るハザードマップ作成経費として 300 万円が計上されております。

ハザードマップ作成により、補助事業の導入が可能となるものです。

次に、8 ページ、商工労働費の商工振興費で、空き家対策総合支援事業の空き家解体、活用支援として、補助金 3,100 万円が計上されております。

単年度ごとの事業で 3 か年を予定しています。全国的な事例を見ると、移住者と地域との間には、習慣や文化、取り巻く環境の違いなどで様々なトラブルの発生があります。移住政策に当たり、遺憾なきよう取り進める必要があります。

次に、教育費の小中学校費で、フッ化物洗口事業の経費として 17 万円が計上されております。

教育長から、フッ化物洗口実施に当たり、「4 月以降、保護者説明、実態・意識調査、総合教育会議などを経て実施することとした。反対意見はあるが、希望者のみである。判断は保護者と児童になる。教育的配慮をしながら行っていく。」など、実施方針、経過等が示され、その後、担当課長から詳細説明がありました。

委員から、「希望しない児童は、その時間、読書とのことであるが、孤立する中でいじめへ発展していくのではないか。」「児童は科学的な根拠で理解できる年齢ではないので判断は親である。義務教育の中で教育的配慮をする中で、やらない選択肢が認められているが、児童へどう説明するか、具体的な方法が明確ではない。いじめ、差別の元になるのではないか。」「政策であることから、年度当初に打ち出すべきである。理解を得たとしているが、不安が解消されているのか。実施するに当たり他の選択肢もあるのではないか。時間を費やしても不安を解消する必要がある。一抹の不安を大事にして解消する努力が必要でないか。」などの意見に対して、

教育長などから、「いじめに対する注意は怠らない。安全性は担保されている。事故報告はない。十分なコミュニケーションを取り、様々な手続きを踏まえながら、十分な理解を得ている。慎重に対応していきたい。」などの説明がありました。

また、委員から、「十分な説明を何回も行ってきた。極めて安全である。取り組む必要がある。」「もっと慎重になるべきでないか。」「保健という意味からも予防を優先すべきではないか。虫歯治療を優先する必要がある。」「これまでのプロセスは否定しない。」「不安要素を解消するため様々な事例を把握し情報を提供する必要がある。」「実施を希望する人も多数いる。」「予防の観点から否定するものではない。」「学校現場に持ち込むべきではない。ケアを最優先すべきである。」などの意見に対して、

教育長などから、「実施を希望する人の権利を守ってほしいとの意見がある。やり方は工夫する。」などの説明がありました。

当委員会として、慎重に審査を行った結果、フッ化物洗口事業の実施に当たり、次の意見を付すものであります。

「持続可能な地域づくりを目指し、誰ひとり取り残されず幸せに暮らせるまちづくり推進しようとしている本町の特有性からも、これまでの議論を踏まえ思慮深く再検討を行う必要がある。」

「提案時期を含め、実施内容に不安や期待をしている対象家庭が存在している事実を真摯に受け止め、実施内容等の課題をクリアしたと思われるまでの間、予算執行は慎重であるべきである。」

歳入については、特に意見等はありませんでした。

以上、当委員会として意見を付し、原案どおり可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果についての報告とします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 12 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 12 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 12 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 7 「議会運営委員会委員の選任」を議題といたします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第 7 条の規定により、1 番 近藤八郎議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名いたしましたとおり、議会運営委員に選任することに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第 8 発議第 2 号「議会広報特別委員会の名称等の変更に関する決議」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 5 番 大西 功 議員。

○5 番（大西 功君） それでは、発議第 2 号 議会広報特別委員会の名称等の変更に関する決議について、提案趣旨を申し上げます。

現在の議会広報特別委員会について、設置目的に議会広聴を追加し、併せて委員数は議

長を除く 7 名に拡充することにより、機能充実を図るため、次のとおり名称等を変更するものであります。

名称は、「議会広聴広報特別委員会」とする。

設置の目的としまして、「議会広聴及び議会広報に関する調査・研究、編集並びに発行に関すること。」

委員の定数は、議長を除く「7 名」とする。

以上、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、発議第 2 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、発議第 2 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただ今変更されました、議会広聴広報特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第 7 条の規定により、

1 番 近藤八郎 議員。

2 番 宮澤清士 議員。

6 番 蓑谷春之 議員。

7 番 春日隆司 議員。

以上のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

したがって、ただ今指名いたしましたとおり、議会広聴広報特別委員に選任することに決定いたしました。

○議長(木下一己君) 日程第9 発議第3号「教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1へ復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 4番 奈須憲一郎 議員。

○4番(奈須憲一郎君) それでは、発議第3号 教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1へ復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書について、提案趣旨を申し上げます。

提案趣旨につきましては、本定例会初日の請願第1号におきまして、紹介議員から説明があったところです。

意見書の内容については、お手元の配付資料のとおり案となっております。

こちらの意見書を、地方自治法第99条の規定により、提出先としては、衆参両議院議長、内閣総理大臣以下各大臣となっております。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(木下一己君) ただ今、提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第10 発議第4号「2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 4番 奈須憲一郎 議員。

○4番（奈須憲一郎君） それでは、発議第4号 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書について、提案趣旨を申し上げます。

提案趣旨につきましては、本定例会初日の請願第2号において、紹介議員から説明があったところです。

意見書の内容案については、お手元の配付資料のとおりとなっております。

こちらの意見書を、地方自治法第99条の規定により、提出先としては、内閣総理大臣、内閣官房長官、以下各大臣となっております。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、発議第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第11 発議第5号「2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 4番 奈須憲一郎 議員。

○4番(奈須憲一郎君) それでは、発議第5号 2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について、提案趣旨を申し上げます。

本発議の提案趣旨につきましては、本定例会初日の請願第3号におきまして、紹介議員から説明があったところです。

意見書の案につきましては、お手元の配付資料のとおりとなっております。

こちらの意見書を、地方自治法第99条の規定により、提出先としては、北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会会長に提出するものであります。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(木下一己君) ただ今、提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。

これから、発議第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第12 「閉会中の議員派遣の申し出について」を議題いたします。

議会運営委員会から、北海道町村議会議員研修会等に出席のため、7月3日から4日までの2日間について、議会広報広報特別委員会から、議会広報研修会に出席のため、8月21日から22日までの2日間について、議員派遣の申し出がありましたので、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については、閉会中の議員派遣とすることに決定いたしました。

○議長(木下一己君) 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、平成30年第2回下川町議会定例会を閉会いたします。

午後4時36分 閉会

○議長(木下一己君) ここで、町長から御挨拶があります。

○町長(谷 一之君) 本定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、時節柄御多用のところ、本定例会に御出席を賜り、提案させていただきました議案を精力的に審査いただきましたところ、全ての議案等をお認めいただき、心より感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

特に教育長の同意案件につきましては、人材育成を礎としたまちづくりを推進している本町にとりまして、教育政策のかじ取りとして不可欠なリーダーであり、御賛意いただきましたことに改めて深謝申し上げる次第でございます。

本年度の当初予算を含め、今回議決いただいた議案、並びに予算に係る施策をしっかりと執行してまいりたいと存じますので、変わらぬ御指導をお願い申し上げるとともに、7月の盛夏を迎える季節になってまいりますので、御自愛されますことを御祈念申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（木下一己君） 以上をもって、散会とします。御苦労さまでした。